

固定資産評価審査申出について

1 固定資産評価審査の申出とは

固定資産税の納税者の方は、固定資産課税台帳に登録された**価格（評価額）に不服**がある場合、木津川市固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」といいます）に「審査の申出」をすることができます。

2 固定資産評価審査委員会について

審査委員会は、市長から独立した第三者機関として、中立公平な立場から、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）が適正に決定されたものであるか審査する機関です。

委員は、木津川市議会の同意を得て市長が選任します。現在、3名の委員が選任されています。

3 「審査の申出」ができる方

固定資産税の納税者の方又はその代理人に限ります。

借地人、借家人等は審査の申出をすることはできません。

代理人が「審査の申出」をする場合は、「委任状」に、納税者の住所（居所）、氏名又は名称、審査の申出に係る権限を代理人に委任する旨、代理人の住所（居所）、氏名又は名称を記載し、審査申出書に添付してください。

また、法人その他の社団もしくは財団の代表者、総代を立てた場合の総代は、代表者等の資格を証する書面を審査申出書に添付してください。

なお、代理人であることを証する書類として、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付するとともに、「その他審査に関し必要な事項」の欄にその書面の名称を記入してください。

4 「審査の申出」ができる事項

固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に限られ、具体的には次のとおりです。

なお、価格（評価額）以外の課税の内容（非課税、減免、住宅用地の認定に関することなど）について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を市長（総務課）にすることができます。

○土地・家屋

基準年度（評価替え年度）は、すべての土地・家屋について、審査の申出の対象となりますが、令和8年度は基準年度ではないため、原則として基準年度（令和6年度）の価格（評価額）が据え置かれることから、次の事項に該当する場合があります。

土地：

- (1) 分合筆等により新たに決定された価格（評価額）に不服がある
- (2) 地目の変換等により評価替えが行われた価格（評価額）に不服がある
- (3) 地価の下落により修正された価格（評価額）に不服がある

家屋：

- (1) 新築等により新たに決定された価格（評価額）に不服がある
- (2) 増改築等により評価替えが行われた価格（評価額）に不服がある

○償却資産

納付すべき年度の固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）が対象となります。

5 審査の申出ができる期間

審査の申出ができる期間は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の初日から納税通知書が届いた日後3か月以内です。

ただし、固定資産課税台帳に価格（評価額）等を登録した旨の公示の日以後に、価格（評価額）等の決定又は修正等があった場合は、納税通知書を受け取った日後3か月以内です。

6 審査の申出の方法

審査申出書正副各1通を、木津川市固定資産評価審査委員会事務局（以下「事務局」といいます。）に提出してください。

郵送の場合は、消印の日付が審査の申出ができる期間内である必要があります。

審査委員会は、審査申出書を受付後、收受印を押印して返却します。

審査申出書の様式は、事務局にあります。

7 固定資産の評価に対する照会

審査の申出人は、理由があることを明らかにするために必要な事項を書面で市長（税務課）に照会することができます。

8 審査の流れ

(1) 審査申出書の受付と形式審査

審査申出書が提出されると、不服の内容を審査する前に、提出日、審査申出人の資格の有無、審査申出事項の適否など、適法な形式を備えているかどうか審査します。

審査申出書に不備があった場合、審査委員会は補正を求めますので、その内容に従って補正する必要があります。

なお、審査の申出ができる期間を過ぎて審査申出書が提出された場合や審査委員会が補正を求めたにもかかわらず補正されない場合は、不適法な審査の申出として却下されます。

(2) 実質審査

形式審査を経た適法な審査の申出については、実質審査を行います。審査委員会における審査は、原則として、審査申出書、市長から提出された弁明書その他の書面に基づき行われます。

また、審査申出人が希望する場合は、委員に対して口頭で意見を述べること（以下「口頭意見陳述」といいます。）ができます。

口頭意見陳述を希望する場合、審査申出書の口頭意見陳述の希望欄の「有」に○を記入してください。

なお、審査委員会が、特に必要と認めた場合、口頭審理や実地調査を行います。

口頭審理は、審査申出人及び市長（固定資産の評価補助員が市長の代理人として出席します。）その他関係者の出席及び証言を求め、公開で、双方の質疑応答を通じて争点を整理する制度です。

(3) 審査手続の終結

審査委員会は、必要な審理を終えたときや、審査申出人又は市長等から審査委員会の求める書類等の提出がないとき等は、審査手続を終結し、審査申出人、市長その他関係者にその旨を通知します。

9 審査の決定

審査の決定には次の3種類があります。

認 容：審査の申出の全部又は一部について、理由があるとして価格（評価額）を修正すべきであると決定すること

棄 却：審査の申出について価格（評価額）を修正する理由がないと決定すること

却 下：審査の申出ができる期間を過ぎて審査申出書が提出された場合や価格（評価額）以外に関する不服の申出等について、不適法であると決定すること

審査委員会では、できるだけ早期に審査の決定を行うよう審理手続を進めますが、審理手続には慎重を期する必要があるため、また、審査の申出が多数ある場合や審査申出人及び市長双方の書面によるやりとりが続く場合等は、決定までに時間がかかることがありますのでご了承ください。

なお、審査委員会の決定に不服がある場合、決定の取消しを求めて、決定があったことを知った日から6か月以内に訴訟を提起することができます。ただし、決定があったことを知った日にかかわらず、審査委員会の決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴訟を提起できなくなります。

また、審査委員会が審査の申出を受けてから30日以内に決定を行わない場合、その申出を却下する決定があったものとみなして、訴訟を提起することができます。

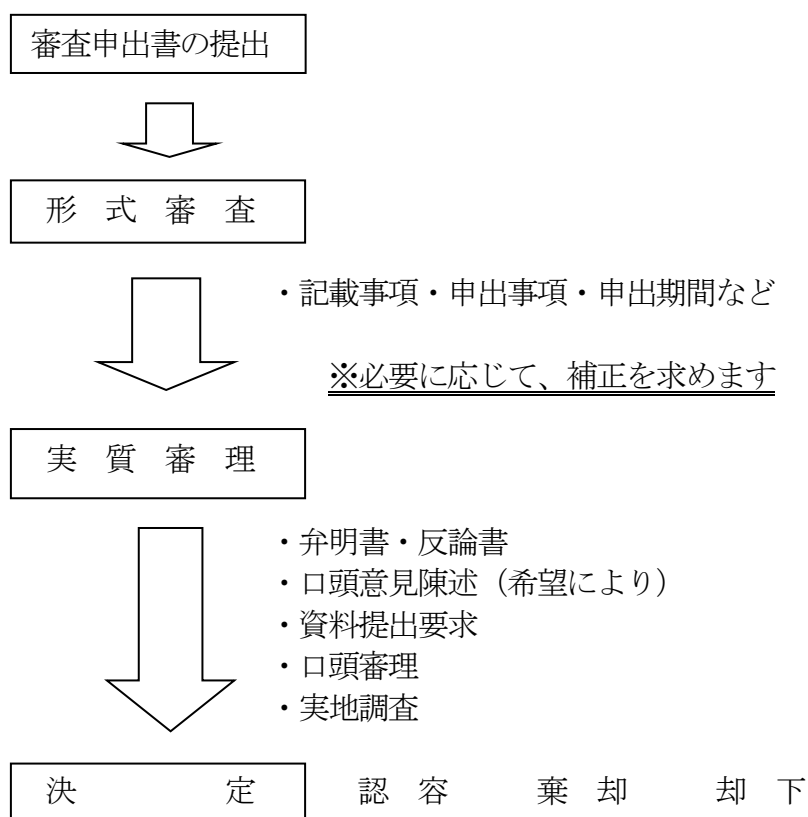
10 審査申出の前に

審査の申出については、あらかじめ、税務課で、価格（評価額）の根拠等について十分に説明を受けてください。

また、審査の申出を行っても、固定資産税の納期限は延長されませんので、納期限までに納付してください。納期限を過ぎますと滞納扱いとなりますのでご注意ください。

なお、審査委員会の認容の決定により価格（評価額）が減額修正された場合、納め過ぎた税額は還付されます。

11 審査のおおまかな流れ



12 審査の申出に関するお問い合わせ先

木津川市固定資産評価審査委員会事務局
木津川市役所3階 3番窓口
電話：0774-75-1208（直通）
同：0774-72-0501（代表）